

2012年2月29日

伊藤忠商事株式会社
代表取締役社長 岡藤 正広 様

フィリピン・イサベラ州バイオエタノール製造・発電供給事業について

私たちは、日本の NGO・市民団体として、日本企業による適切な環境社会配慮、人権の尊重・促進、アカウンタビリティの向上の実現を目指し、日本企業の海外での個別事業のモニタリングを継続してきております。貴社が出資している標記のフィリピンにおけるバイオエタノール事業に関しましても、これまで貴社の御担当部と数回にわたる会合等を通じ、意見交換をさせていただきました。

この度は、同事業に関する私たちの現地調査に基づき、貴社に提起してまいりました現地での問題について、貴社の注意を再度喚起させていただきたく、この文書を送付させていただき次第です。

これまで私たちから貴社にお伝えしてきた問題には、主に、以下のような点がございします。

1. サトウキビ栽培地の確保をめぐる土地収奪の助長と人権侵害¹
 - (1) 当該農地の実際の耕作者の合意を得ぬまま、第三者が土地所有権の不当な取得・主張²を基に、ECOFUEL Land Development, Inc. (以下、ECOFUEL 社)とサトウキビ栽培を目的とした契約を締結し、(ECOFUEL 社による測量調査の実施、あるいは、サトウキビの作付けに伴い)同耕作者が同地での生計手段を喪失した/脅かされているケース。また、そのような状況に抵抗した当該農地の耕作者に対し、地元警察・有力者等による嫌がらせ、脅迫等が起きているケース
 - (2) サトウキビ栽培を目的とした契約が一切締結されていない農地で、ECOFUEL 社がサトウキビを作付けし、当該農地の耕作者が同地での生計手段を喪失したケース

2. サトウキビ栽培地の確保をめぐる無秩序な土地利用転換
 - (1) 米・トモロコシ等からサトウキビへの作物転換がすでに起きた/起きる恐れのあるケース。また、地元コミュニティの食糧安全保障が懸念されるケース(無秩序な土地利用転換の回避を目的とした『フィリピン共同行政命令第 2008-1 号(バイオ燃料法下でのバイオ燃料に係る原料生産等に関するガイドライン)』との整合性の問題)
 - (2) 森林地域のサトウキビ栽培地への転換がすでに起きた/起きる恐れのあるケース(フィリピン天然資源環境省等が進める再植林プログラム等の規定との整合性の問題)

3. サトウキビの栽培に従事する農業労働者の労働条件・環境の問題
 - (1) イサベラ州のあるフィリピン第 2 地方における農業労働者の法定最低賃金 233 ペソ(約

¹ この他、ECOFUEL 社がサトウキビ栽培を目的として締結している土地賃貸契約について、契約前の FPIC(Free, Prior, and Informed Consent: 自由意思による十分な情報提供に基づく事前の合意)の欠如(英語や法律用語の理解できない住民への配慮の欠如等)等の問題が見られる。

² 地元の有力者や関連政府機関が書類を偽造しているケース、フィリピン農地改革法に則った農地分配の手続きが濫用されているケース等、様々なパターンが見られる。

- 440 円) が遵守されていないケース
- (2) 従事した農業労働に対する賃金が未払いのケース
- (3) 社会保障・保険等の福利厚生が未提供のケース
- (4) 労災事故に係る ECOFUEL 社の対応が不十分なケース
- (5) 危険な作業を伴う農業労働者への防護服・保護具等の未支給

4 . バイオエタノール製造・発電所の建設に従事する労働者の労働条件・環境の問題

- (1) イサバラ州のあるフィリピン第2地方における非農業労働者の法定最低賃金 245 ペソ(約 462 円) が遵守されていないケース³
- (2) 建設工事の下請企業が、建設労働者を不当に解雇したケース
- (3) 雇用契約の締結・更新、あるいは、手当での支給に当たり、建設工事の下請企業が、不利な内容の書面(日付や支給額の欄が空欄のままの「権利放棄証書」, 「辞表」等) への署名を建設労働者に求めているケース⁴
- (4) 社会保障・保険等の福利厚生が未提供のケース

上記のような現地で起きている問題について、貴社からは、現地で事業を進める Green Future Innovations, Inc. (以下、GFII 社) および、ECOFUEL 社 (以下、現地企業) が問題に対処する旨のご説明をいただいております。

しかし、現地企業は、地元住民から直接訴えを受け、上記のような問題を把握しているにもかかわらず、迅速かつ適切な対応が取れていない、あるいは、真摯な対応を取っていないケースが見られ、結果として、現在も未解決の問題が数多く残っております。さらに憂慮すべきは、11,000 ヘクタールの確保を目指すサトウキビ栽培地の拡大に伴い、同様のパターンで起こる問題が新たに出てきていること、また、今後も増えていく可能性があることです。

これらの問題は、同事業に出資していらっしゃる貴社と被害を受けている農民、先住民族、労働者との間に、現地企業や下請企業が数段階にわたり関与しているため、貴社の直接的な監理が行き届きにくいのではとご拝察致します。

しかし、であるからこそ、自らが率先して現地の状況を把握し、問題解決のために適切に対処していくことが、企業の社会的責任 (CSR) の取り方として求められていると私たちは考えます。また、それは、貴社の CSR 推進基本方針に掲げられている「現場主義」, 「ステークホルダーとのコミュニケーションの強化」, 「社会的課題の解決」, 「サプライチェーンマネジメントの強化 (人権の尊重・環境への配慮) 」等の趣旨にも沿ったものであると理解しております。

したがって、上記のような現地で起きている問題を早急に解決し、今後、同様の問題が拡大することを未然に回避するためにも、対応を現地企業にのみ任せのではなく、貴社として、以下の事項をご検討いただき、より積極的な対応を取られることを求めます。

現地の問題に対処するにあたり特に留意すべき全般的事項

³ その他、建設労働者によれば、日揮株式会社 (JGC Philippines, Inc.) および、下請企業が、2011 年 10 月 1 日以降、一日当たり 90 ペソ (約 170 円) の賃増しを行なうこと、また、同賃増し分を完工時に一括支給することを約束したとのことだが、口頭のみで、書面の約束ではないため、支給されるかは不透明とのことである。

⁴ 契約書類等はすべて英語で書かれており、建設労働者が内容を十分に理解できないまま署名しているケースが見られる。

- ・ 法的な擁護を受けにくい農民、先住民族、農業労働者、契約労働者など、特別な配慮が必要な社会的弱者や排除されるリスクが高い集団・個人の権利を積極的に認知・尊重する方針を明示すること⁵
- ・ 現地住民との協議や契約手続き等にあたっては、Free, Prior, and Informed Consent (FPIC) の理念に基づいた対処をすること⁶
- ・ 同事業に係る問題を提起した現地住民・NGO 等に対する、軍・警察や地元有力者等による嫌がらせ等、人権侵害の問題をフィリピンの関係当局に提起するなど、人権侵害を回避するための役割を果たすこと⁷

早期の問題把握に向けた対応として

- ・ 地域社会の農民・先住民族・労働者の苦情を適切に受け付けることができ、迅速に解決を図るための実効的な苦情処理メカニズムを確立すること⁸
- ・ 地域社会の農民・先住民族・労働者、また、NGO との直接対話の機会を積極的に設けること⁹

サトウキビ栽培地の確保をめぐる土地収奪の助長への対応として

- ・ 法的には問題ないと見せかけている土地の契約があることに留意し、そうした土地での契約を早急に破棄/回避するための実効的な施策を検討し、実現すること
- ・ 実際の耕作者の合意を得ぬまま、サトウキビの作付けがなされたケース等については、耕作者の訴えに基づいて、真摯な調査を行ない、正当な農地回復の措置を執るとともに、耕作者が喪失した生計手段・収入機会等に対して適切な補償措置をとること

サトウキビ栽培地の確保をめぐる無秩序な土地利用転換への対応について

- ・ フィリピンの関係機関（農業省、環境天然資源省、自治体等）との対話・調整を強化するなど、食糧生産地（灌漑候補地等も含む）、森林地域での契約を破棄/回避するための実効的な施策を検討し、実現すること

農業労働者、および、建設労働者の労働条件・環境の改善に向けた対応として

⁵ 人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」（以下、ビジネスと人権に関する指導原則）のなかに、同事項の関連記述が複数ある。

⁶ Free, Prior, and Informed Consent (FPIC) は、先住民族の権利に関する国連宣言に明示されている概念である。

⁷ 国連グローバル・コンパクト 10 原則の原則 2「人権侵害に加担しない」では、「企業が適切な関係当局との関わり合いで、制度的もしくは継続的な人権侵害の問題を提起しないような場合、人権擁護者はそれを沈黙の加担」とであると紹介している。

⁸ ビジネスと人権に関する指導原則 29、および、原則 31 を参照のこと。

⁹ ビジネスと人権に関する指導原則 18 では、「潜在的に影響を受けるグループやその他の関連ステークホルダーとの有意義な協議を組み込む」ことが挙げられ、「企業は、人権への影響を正確に評価できるようにするために、使用言語や有効なエンゲージメントに障害となる可能性のあるものを考慮に入れた形で、ステークホルダーと直接協議することによって潜在的に影響を受けるステークホルダーの懸念を理解するように努めるべきである」と解説されている。

- ・ 現地企業、および、下請企業に対する監理体制を改善するとともに、契約労働者を含む労働者の人権を確実に尊重し、擁護できるよう、労働条件・環境の改善のための実効的な施策を検討し、実現すること

貴社の CSR 方針、また、貴社が賛同されている国連グローバル・コンパクト 10 原則等の国際基準¹⁰に則り、貴社が迅速なご対応を取られることを期待しております。

以上

国際環境 NGO FoE Japan
開発と権利のための行動センター
“ No! to Landgrab, Japan”

【連絡先】

国際環境 NGO FoE Japan (担当：波多江秀枝)
〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-30-8 みらい館大明 1 階
TEL: 03-6907-7217 FAX: 03-6907-7219
E-mail: hatae@foejapan.org

Cc: 日揮株式会社 代表取締役会長兼 CEO 竹内 敬介 様
日揮株式会社 代表取締役社長兼 COO 川名 浩一 様
外務省 経済局 経済安全保障課 御中
経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課 御中
農林水産省 大臣官房 食料安全保障課 御中

¹⁰ その他の参照されたい国際基準としては、ビジネスと人権に関する指導原則、ISO26000 等が挙げられる。